

公衆浴場における浴槽水の水質基準の変更について

公衆浴場において使用する水の衛生管理に関しては、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（厚生労働省通知）に定められています。今般、国の通知により、本指針が定める浴槽水の水質基準が「大腸菌群は、1個/mL 以下であること」から「大腸菌は、1個/mL 以下であること」に改正されました。これに伴い、現在、全国の各自治体の条例等の改正が進められ、一部では令和7年4月1日より施行されています。

つきましては、表のとおり、浴槽水の検査における4項目を「①濁度②有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量③大腸菌④レジオネラ属菌」といたしますので、ご承知置き下さい。

なお、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の検査における6項目「①色度②濁度③pH値④有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量⑤大腸菌⑥レジオネラ属菌」は、変更ありません。

<表 浴槽水の水質基準4項目>
(公衆浴場における水質基準等に関する指針)

第4 1 水質基準		変更後	変更前
	ア	変更なし（同右）	濁度は、5度以下であること
	イ	変更なし（同右）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）は8mg/L以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量は25mg/L以下であること
	ウ	大腸菌は、1個/mL 以下であること	大腸菌群は、1個/mL 以下であること
	エ	変更なし（同右）	レジオネラ属菌は、検出されないこと(10 cfu/100mL 未満)

(令和6年12月18日建生発1218第2号 厚生労働省健康・生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」)